

●香川県告示第60号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年香川県告示第532号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 施行者の名称
高松市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
高松広域都市計画道路事業 3・5・125 兵庫町西通町線
- 3 事業施行期間
平成3年12月10日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 変更あり（香川県高松市扇町1丁目地内）